

令和6年8月25日

令和6年8月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月23日（金）午後1時25分から午後2時25分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 1番 田幡 裕

委員 2番 久米 基敬
3番 岩本 達也
4番 阿部 義明
5番 吉浦 武夫
6番 山口 裕美
7番 上田 敏雄
8番 藤井 利夫
9番 綱木 厚夫
10番 桑内 千恵美
11番 廣瀬 茂晴
12番 上田 武志
13番 近久 光雄
14番 大西 佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第30号 非農地証明願について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

局長 ただいまより令和6年8月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日の出席委員は、14名全員で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は2番久米委員、3番岩本委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については3件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号133から135については、農地法第3条第2項各号に該当せず許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号133について、高原字関の担当であります6番山口委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

6番 議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号133について説明いたします。

8月20日に藤井会長職務代理、上田敏雄委員と私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士と譲受人の妻に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高原字関〇〇〇番〇、登記が田、現況が畑、210㎡です。

譲受人は、4年ほど前に譲渡人から申請地に隣接する宅地を購入した際、申請地を耕作して良いと許可を得て、自家消費野菜を栽培してきたそうです。

申請地は、南側が譲受人の宅地に接し、他の三方はブロック塀で囲われているため進入路はありません。

そのため、譲受人から無償譲渡すると話があり、今回の申請に至ったそうです。

農機具は、耕耘機〇台を所有しています。

譲受人は会社に勤務しておりますが、妻とともに自家消費野菜を栽培していることから許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号133について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号133は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号134について、藍畑字西覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案第27号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号134について説明いたします。

8月17日に榎内委員と廣瀬委員、私の3名で委任を受けた行政書士に会い、所有権無償移転の件で、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、藍畑字西覚円〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が畑、413㎡です。

譲受人は自作地を所有しておりませんが、自宅に隣接する申請地を50年ほど前から耕作させていただいていたとのことでした。

農機具は管理機を所有しており、これまでと同様に耕作を続けていきたいとのことですので、問題はないと思われまます。

よって、許可相当と思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号134について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号134は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号135について、石井字城ノ内の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第27号、農地法第3条許可申請、受付番号135について説明いたします。

8月14日に田幡会長と私の2名で申請地に出向き、譲渡人及び譲受人に会い、現地確認と聞き取りを行いました。

申請地は、2筆が隣接し、北側は譲渡人の住宅地、西側は町道、南側と東側は農地です。現状は除草し管理されています。

譲渡人は、他の仕事と農業の両立が難しいことから作付けをほとんど行わず、跡継ぎにも農業を継ぐ意思が無いことから、今後は耕作が困難になると考え、早期処分を検討しておりました。

譲渡人は太陽光発電設備用地としての売買も検討したそうですが、譲受人が近隣の太陽光発電用地において管理が不十分な場合があることから周辺地域への影響を考え、農地での売買に至ったとのことです。

譲受人は、町外でスタチや野菜の栽培を行っており、申請地においてもスタチ及び野菜の栽培を行う予定です。

農機具は、耕耘機、トラクター、トラックを各〇台所有しており、今後も農地の管理、保全が可能と判断しますので、審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)

議 長 それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号135について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号135は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。議案第28号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については1件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号136については、以上です。

議 長 それでは、受付番号136について、藍畑字東覚円の担当であります9番綱木委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

9 番 議案28号、農地法第4条許可申請、受付番号136について説明いたします。
8月17日に桑内委員と廣瀬委員、私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、藍畑字東覚円〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目が宅地、面積は234㎡、併せて利用する土地は宅地182.37㎡です。
現在は申請地を庭園として利用しておりますが、今回の転用申請後は農家住宅を建設して、農業の本拠としたいとのことです。
申請地の西は町道、南は倉庫、北は住宅地です。
給水は石井町の上水道を利用します。
排水については、汚水は合併浄化槽を経由後に公設枡を通し、雨水は雨水枡を通して西側町道の対側側溝に放流します。
申請地の地域に土地改良区及び水利組合はありません。
違法転用状態であることに対する始末書が提出されております。
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類に問題はないと思われれます。
よって、許可やむをえないと考えますので、審議のほどよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可について、事務局

長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号136の申請地は、令和6年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま綱木委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家住宅です。

現在の住宅には、申請者の母が居住するため申請地を転用して住宅を建設し、今後は、ここを本拠として農業を行うとのことです。

周囲は、宅地及び町道を挟んだ宅地であるため、農地への影響は生じません。

申請地は、既に母の居住する住宅の敷地の一部である現況宅地であったことから始末書が添付されております。

上水は町水道から取水します。

排水は浄化槽を通して町道側溝に流します。石井町建設課とは協議済みとのことです。

土地改良区や水利組合の区域ではないとのことで、誓約書が添付されております。

都市計画適合証明は申請中であり、その内容については協議済みとのことです。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号136について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号136は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については3件申請がありました。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号137から139については、以上です。

議長 それでは、受付番号137について、浦庄字上浦の担当であります4番阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4番 議案29号、農地法第5条許可申請、受付番号137について説明いたします。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、449㎡です。

8月20日に吉浦委員と岩本委員、私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

貸し人は〇〇〇〇氏、借人は〇〇〇〇氏と〇〇〇〇氏です。

申請地は、本家と町道を挟んで隣り合っております。

造成は30cmから40cm盛り土を行います。

上水道は20ミリのパイプを引き込みます。現在のパイプは細いので、数十メートルほどの長さになるそうですが、交換するとのこと。

西側進入部分には町道との間に麻名用土地改良区の幅の狭い水路があるため、床板にかかる他目的使用契約を結びます。

排水は北側の麻名用土地改良区の幅の大きな水路に流します。

転用目的が分家住宅で、第2種農地であることから、許可やむをえないと思われ
ます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号137の申請地は、令和6年7月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家の分家住宅で、実家に近い申請地を使用貸借し、転用するものです。

申請地は、擁壁を新設して造成します。

申請地の北側と西側は町道を挟んだ宅地です。南側と東側は貸人の田です。

周囲の農地への影響はないとのこと。

取水は、北側の町道から水道を引き込みます。

排水は、浄化槽を通して麻名用土地改良区の水路に放流します。雨水の放流も同様です。

麻名用水土地改良区の意見書と放流同意書が添付されております。
開発許可については協議済みで、現在申請中です。
資金については、住宅ローン審査が完了しており、十分な融資が見込まれます。
農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号137について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号137は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号138は、譲渡人が阿部委員となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づく議事参与の制限により当議案の審議開始から終了まで退席願います。
(阿部委員退席)

議 長 それでは、受付番号138について、浦庄地区担当の3番岩本委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案29号、農地法第5条許可申請、受付番号138について説明いたします。
8月20日に吉浦委員と私が申請地に出向き、譲渡人及び譲受人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。
譲受人の自宅には1台から2台の車を駐める場所しかなく、親族等の来客用駐車場が必要であるため申請地を転用します。
申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記が田、現況が田、187㎡、有償移転です。
山土で盛土し、高さは南側道路に合わせます。
排水は地下浸透であり、付近の農地等に被害を及ぼすおそれはありません。

もし、被害等が生じた場合には、申請人の責任において対処するとのことです。
事業計画書、土地利用計画図等の図面が添付されております。
麻名用水土地改良区の意見書によると区域内の施設に影響はないとのことです。
以上のことから許可相当と考えます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号138の申請地は、令和6年7月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま岩本委員が説明されたとおりです。

申請地は、親類等、来客のための駐車場として転用します。

申請地は、整地の後、南側の町道の高さに合わせて10cmの厚さで碎石を敷いて造成します。

北側と東側には宅地の既存擁壁があり、この高さに合わせるか少し低い位置で造成します。

西側の麻名用水土地改良区の水路との境界の内側には、擁壁を新設します。

雨水は地下浸透です。

土砂の流出等のおそれは無いと思われまます。

周囲の農地に被害を及ぼすおそれはなく、被害が生じた場合は申請者の責任において対処することが申請書に明記されております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

十分な資金があることが、預金残高証明書で確認できます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむを得ないものと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号138について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号138は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 それでは、阿部委員、入室してください。
(阿部委員入室、着席)

議 長 続きまして、受付番号139について、石井字重松の担当であります2番久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

2 番 議案29号、農地法第5条許可申請、受付番号139について説明いたします。
8月14日に田幡会長と私が申請地に出向き、貸人及び借人の親族である代理人と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地の石井字重松〇〇〇番〇の一部、366.67㎡は、南側が町道、ほかの周囲は農地です。登記地目が田、現況地目が田で除草された状態です。

借人は、貸人の孫とその配偶者であり現在はアパートで暮らしておりますが、出産を機会に新居を構えたいと希望しました。

申請地が分家住宅として農地転用可能であることから、今回の申請に至ったことです。

なお、申請地は本家からは直線で370mほどの距離で、周辺に住宅がありません。

南側の町道部分以外は、擁壁を新設して盛土しますが、周囲に悪影響をもたらすことは無いと思われま

す。排水は浄化槽を通し、町道下に管を設置して麻名用水土地改良区の水路に放流します。

また、申請地の南東の角には電柱と井戸があります。

電柱の支線は撤去し、電柱と井戸は現状のままとします。

これはセットバック部分にかかっております。

開発行為許可申請書の写し、麻名用水土地改良区の意見書、放流同意書、土地使用貸借契約書の写しも添付されており、分家住宅用地への転用に問題はないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号139の申請地は、令和6年7月に農用地区域から除外されました。第1種農地ですが、概ね50m以内に3軒の住宅があり、集落接続をしております。

す。

概要につきましては、ただいま久米委員が説明されたとおりです。

転用目的は、農家の分家住宅で、祖父が所有する農地を使用貸借し、転用するものです。

申請地は、擁壁を新設して造成します。

申請地の南側は町道で、北側、東側、西側は農地です。

土砂の流出等のおそれがないこと、建物が平屋建であることから、周囲の耕作に影響はないと見込まれます。

取水は、南側の町道から水道を引き込みます。

排水は、浄化槽を通して町道を横断し、麻名用水土地改良区の水路に放流します。

このことについては、石井町建設課とも協議済みです。

麻名用水土地改良区の意見書と放流同意書が添付されております。

開発許可については協議済みで、現在申請中です。

資金については、融資証明書により十分であると見込まれます。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号139について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号139は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 次に議案第30号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については3件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号140から142については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号140について、浦庄字国実の担当であります4番阿部委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案30号、非農地証明願、受付番号140について説明いたします。

8月20日に吉浦委員と岩本委員、私の3名で申請地に出向き、委任を受けた行政書士と現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記が田、現況が宅地、1,069㎡、申請者は〇〇〇〇氏です。

非農地の事由は、20年以上前から資材置場として利用していたためです。

農地の種別は第1種農地で集落接続となっております。

この非農地証明願が出された理由は、申請地の北の農地について売買による農地法第5条申請許可が申請されましたが、その際に申請地の登記地目が農地であったことが判明したためです。

申請地は南側の申請者の住宅地と隣接しております。

固定資産税は、20年以上宅地として課税されております。

申請者に聞き取りしたところ、実際に何年前から宅地としていたのかはわからないとのことでした。

申請地上の建物は建築確認申請を行っていないようで、明確な転用年はわからない状況です。

しかし、20年以上宅地であったことは事実でありますので、非農地証明の交付はやむをえないと思います。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号140の申請地は、令和6年7月に農用地区域から除外されました。

第1種農地ですが、概ね50m以内に3軒の住宅があり、集落接続をしております。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

申請地は20年以上前から申請人が代表取締役である建設会社の資材置場等として利用していたとのことであり、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

また、平成9年度からは固定資産税が現況宅地として課税されております。

農地への復元は著しく困難です。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号140について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号140は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 続きまして、受付番号141について、高川原字天神の担当であります12番上田武志委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第30号、非農地証明願、受付番号141について説明いたします。
8月11日に近久委員、大西委員と私の3名で代理人の行政書士と現地確認及び聞きとり調査を行いました。
申請地は、高川原字天神〇〇〇番〇、登記地目が畑、現況地目は雑種地、25㎡です。
平成8年以前から農地への進入路として利用していたとのことであり、このことは国土地理院の空中写真と現地の状況からまちがいないと考えられます。
申請地は擁壁を施工しコンクリートで舗装されているため、農地への復元は著しく困難です。
また、第1種農地ではありますが、地先の農地への進入に必要な不可欠な施設であります。
麻名用水土地改良区の意見書も添付されておりますので、非農地証明の交付に特に問題はないと思われます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号141の申請地は、令和6年7月に農用地区域から除外されました、第

1種農地です。

概要につきましては、ただいま上田武志委員が説明されたとおりです。

平成8年以前から農地への進入路として利用していたとのことであり、平成8年4月23日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

申請地はコンクリートで舗装された進入路であり、農地への復元は著しく困難です。

第1種農地ですが、農業用施設であり今後も農地への進入路として使用することです。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号141について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号141は、非農地証明書を交付いたします。

議長 続きまして、受付番号142について、高原字西高原の担当であります8番藤井会長職務代理に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8番 議案第30号、非農地証明願、受付番号142について説明いたします。

8月20日に上田敏雄委員、山口委員と私の3名で申請地に出向き、代理人に会い、内容の聞き取りと現地調査を行いました。

申請地は、高原字西高原〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は宅地、38㎡です。

申請地は、申請者の宅地の南に接しております。

登記地目は田ですが、昭和20年以前から住宅等の敷地として利用してきたとのことです。

この度、子の事業にかかる手続きを進めていたところ、申請地の地目が田であることが判明し、この状態では事業に支障が生じるため、違法状態を解消すべく非農地証

明を申請したとのことです。

平成15年4月6日撮影の国土地理院の空中写真が申請に添付されております。

また、麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

申請地の上には、店舗が現存していることから農地への復元は著しく困難と思われ
ます。

よって、農地法の適用を受けない旨の非農地証明書を交付することは、やむをえな
いと考えるので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足
説明をお願いいたします。

局 長 受付番号142の申請地は、県道徳島鴨島線沿いにあり農用地区域から除外され
ている、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

昭和20年以前から住宅の敷地として利用されていたとのことであり、少なくと
も20年以上前から現在の状況であったことは、平成15年4月6日に国土交通省
国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

現在も申請地の上に建物があり、県道への出入り口となっていることから農地へ
の復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手
をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号142について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い
いたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号142は、非農地証明書を交付いたしま
す。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、4件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

それでは只今をもちまして、令和6年8月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。